

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）

46,434百万円（31,235百万円）

<うち復旧・復興>

17,620百万円

※東日本大震災復興特別会計（仮称）（復興庁計上）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、循環型社会の形成を推進することを目的とする事業。

<復旧・復興枠>

被災地の復旧・復興支援として、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理を促進するため、被災地の市町村等及び広域処理による災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対し、財政措置の支援を行う。

<要望枠>

また、東日本大震災等に起因する電力不足が生じている状況に鑑み、発電効率23%相当以上の「高効率ごみ発電施設」の早期整備を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

従来の廃棄物処理施設整備に対する支援を引き続き実施するとともに、下記について重点的な財政措置を行う。

<復旧・復興枠>

災害廃棄物の処理を前提とし、平成24年度中に竣工予定の廃棄物処理施設
交付率：交付対象経費の1/3。

（一部の先進的な施設については交付対象経費の1/2）

<要望枠>

平成24年度中に竣工予定の高効率ごみ発電施設

交付率：高効率発電に必要な設備のみ交付対象経費の1/2

（それ以外の建屋等については交付対象経費の1/3）

3. 施策の効果

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進が図られるとともに、東日本大震災に起因する電力不足に対する貢献が期待される。

被災地の復旧・復興に向けた一般廃棄物処理施設整備の支援

— 循環型社会形成推進交付金の拡充 — 要求・要望額：176億円

1. 背景と課題

- 東日本大震災における被災地の復旧・復興に向け、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理が必要不可欠であるが、被災地の市町村における処理能力は不足している状況。
- そのため、被災地の復旧・復興の第1歩となる災害廃棄物の処理を加速化するため、被災地の市町村等、及び広域処理による災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対し、財政措置による支援が必要。

2. 事業内容

被災地における処理能力の増強を図るとともに、被災地以外の地域についても災害廃棄物の広域処理のために災害廃棄物の処理能力の強化を図る。

- ・交付対象施設： 特定被災地方公共団体である道県内の市町村等、又は災害廃棄物の処理を前提として平成24年度中に竣工予定の施設。
- ・交付率： 交付対象経費の1/3又は1/2。

3. 効果

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進。